

選手選考に関する不服申立規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）が行った選手選考に関する決定に対する不服申立てについて定めることを目的とする。

(選考理由の説明)

第2条 自らに関して本協会が行った選手選考に関する決定に不服がある者は、本協会に対して、書面により、選考理由について説明を求めることができる。

(仲裁による解決)

第3条 本協会が行った選手選考に関する決定に対する不服申立てについては、本協会が定める「スポーツ仲裁に関する規程」に従い、日本スポーツ仲裁機構による仲裁により解決されるものとする。

附則 本規程は、2025年12月6日より施行する。